



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

- 1214 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)
- 1215 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1216 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )
- 1217 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1218 救急病院の認定 (医務課)
- 1219 " ( " )
- 1220 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 1221 道路の位置の指定 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1214号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 申請の概要

#### (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県岩出市畑毛72番地

名称 株式会社吉村秀雄商店

氏名 代表取締役 吉村久喜

#### (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市畑毛72番地

名称 株式会社吉村秀雄商店

#### (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

#### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

#### (5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

### 2 縦覧の期間及び場所

#### (1) 期間

平成19年10月23日から平成19年11月13日まで

#### (2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

#### 別表1

| 種 類                                     | 第10号口     |         | 第74号口   |     |
|-----------------------------------------|-----------|---------|---------|-----|
| 基 数                                     | 1基        |         | 1基      |     |
| 能 力                                     | 600本/日    |         | 70m³/日  |     |
| 使用時間の間隔                                 | 14時～16時   |         | 0時～24時  |     |
| 1日当たりの使用時間                              | 2時間       |         | 24時間    |     |
| 使用の季節的変動                                | 夏…小 冬…大   |         | 夏…小 冬…大 |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 通 常       | 最 大     | 通 常     | 最 大 |
|                                         | pH        | 8 10    | 6～8     | 6～8 |
|                                         | BOD(mg/ℓ) | 100 150 | 63      | 70  |
|                                         | COD(mg/ℓ) | 70 100  | 63      | 70  |
|                                         | SS(mg/ℓ)  | 25 35   | 20      | 30  |
|                                         | T-N(mg/ℓ) | 5 5     | 21      | 30  |
|                                         | T-P(mg/ℓ) | 1 1     | 3       | 4   |
| 当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m³/日)            | 4         | 5       | 70      | 100 |

#### 別表2

| 種 類                                              | 排水処理装置         |         |     |     |
|--------------------------------------------------|----------------|---------|-----|-----|
| 能 力                                              | 70m³/日         |         |     |     |
| 汚水等の処理方式                                         | 加圧浮上・回転円盤・汚泥脱水 |         |     |     |
| 使用時間の間隔                                          | 0時～24時         |         |     |     |
| 1日当たりの使用時間                                       | 24時間           |         |     |     |
| 使用の季節的変動                                         | 夏…小 冬…大        |         |     |     |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 通 常            | 最 大     |     |     |
|                                                  | 処理前            | 処理後     | 処理前 | 処理後 |
|                                                  | pH             | 6～8 6～8 | 6～8 | 6～8 |
|                                                  | BOD(mg/ℓ)      | 700 63  | 700 | 70  |
|                                                  | COD(mg/ℓ)      | 450 63  | 450 | 70  |
|                                                  | SS(mg/ℓ)       | 200 20  | 200 | 30  |
|                                                  | T-N(mg/ℓ)      | 30 21   | 40  | 30  |
|                                                  | T-P(mg/ℓ)      | 4 3     | 5   | 4   |
| 当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m³/日)                     | 70             | 70      | 100 | 100 |

別表3

| 排水口名                   |    | No.1 |
|------------------------|----|------|
| 排水量(m <sup>3</sup> /日) | 通常 | 70   |
|                        | 最大 | 100  |
| pH                     | 通常 | 6～8  |
|                        | 最大 | 6～8  |
| BOD(mg/ℓ)              | 通常 | 63   |
|                        | 最大 | 70   |
| COD(mg/ℓ)              | 通常 | 63   |
|                        | 最大 | 70   |
| SS(mg/ℓ)               | 通常 | 20   |
|                        | 最大 | 30   |
| T-N(mg/ℓ)              | 通常 | 21   |
|                        | 最大 | 30   |
| T-P(mg/ℓ)              | 通常 | 3    |
|                        | 最大 | 4    |

## 和歌山県告示第1215号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月9日まで縦覧に供する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成19年10月9日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ピュア作業所
- 3 代表者の氏名  
大東要介
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市出水133番地の1

## 病院又は診療所

| 医療機関の名称         | 医療機関の所在地          | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年月日    |
|-----------------|-------------------|------------------------------------|---------------|
| 医療法人裕丈会片山クリニック  | 和歌山市善明寺1-7        | 片山裕之                               | 平成<br>19.10.1 |
| 社会福祉法人神愛会愛の園診療所 | 西牟婁郡上富田町生馬 316-56 | 中村正作                               | 平成<br>19.10.1 |

## 薬局

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地    | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年月日    |
|---------|-------------|------------------------------------|---------------|
| メディカルネオ | 新宮市井の沢11-12 | 松村貴代                               | 平成<br>19.10.1 |

## 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者に対して、地域活動支援に関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1216号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月10日まで縦覧に供する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成19年10月10日
- 2 名称  
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ
- 3 代表者の氏名  
原富子
- 4 主たる事務所の所在地  
田辺市文里1丁目31番7号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、介護が必要な高齢者・乳幼児に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の推進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1217号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第1218号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 伊藤病院
- 2 所在地 橋本市高野口町伏原1011
- 3 有効期限 平成22年9月20日

## 和歌山県告示第1219号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 平成22年11月5日

## 和歌山県告示第1220号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称 | 区 域                                  | 区 分    |
|--------|--------------------------------------|--------|
| 南紀第6   | 和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡白浜町日置及び西牟婁郡すさみ町 | 小型定置漁業 |

## 和歌山県告示第1221号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定<br>番号 | 指定位置                        | 申 請 者<br>住 氏 所 名   | 指 定<br>年月日     | 道 路               |             |
|----------|-----------------------------|--------------------|----------------|-------------------|-------------|
|          |                             |                    |                | 幅 員<br>メートル       | 延 長<br>メートル |
| 2945     | 岩出市曾屋字久保81番1の一部、73番2の一部、41番 | 和歌山市弘西87番地<br>筒井洋和 | 平成<br>19.10.10 | 5.00<br>）<br>6.00 | 67.41       |

3の一部

5.00

13.38